

企業を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

# 最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務



～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法

働き方改革関連の法改正が進み、令和6年度も労働法関係の改正事項があります。このような労使関係の変化の中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいただき、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。

## 講座内容

- 働き方改革の流れと労働法改正のおさらい・令和6年度の労働法改正と注意点
    - ・有期契約労働者の無期転換ルール、労働契約関係の明確化
    - ・社会保険適用拡大について
  - 労使トラブルを防止するための実務対応方法
    - ・問題社員を見抜くための採用面接のコツ ～質問のポイント～
    - ・問題社員に対する指導法 ・懲戒処分の仕方と就業規則の記載方法
    - ・退職させたい社員が出ってしまった場合の対処法 等
- ※問題社員・・・無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

開催日：11月6日(水) 14:00～16:00

◆会場 北上オフィスプラザ(北上市相去町山田2番地18)

◆受講料 無料(会員・非会員 問わず)

◆定員 40名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>

- ① 申込書に必要事項を記入の上、FAXにて申込
- ② 掲載している二次元バーコードもしくは URL にて申込

<https://forms.gle/CPNDfsRk5KPzn5Dy5>

〈主催〉北上商工会議所

TEL:0197-65-4211  
FAX:0197-64-2656

二次元バーコード



講師

なかやま のぶお  
中山 伸雄 氏

・社会保険労務士法人 Nice-One 代表  
・社会保険労務士

大学卒業後 1年間、新聞配達に住み込みアルバイトで浪人生活をしながら社会保険労務士の資格取得。生命保険会社にて営業職で2年、その後労務管理システム会社の営業職を3年経験の後、平成20年に社会保険労務士としてカネなし、コネなし、経験なしの状態から、独立開業。独立後にもアルバイトをしながら自己研さんを積み、初めて顧問先企業を獲得後、わずか9年で従業員数17名、顧問先数は150社を超える、埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ300件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間60回以上をこなす。

11/6(水)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

北上商工会議所 行 ⇒ セミナー参加申込書(申込締切 10月31日) (申込日: 年 月 日)

事業所名	T E L
F A X	メールアドレス
受講者名	受講者名

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。